

肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会

設 立 趣 旨

1. 肝属川の上流域は、流域最大の都市である鹿屋市が位置し、流域の約8割の人口が集中して商工都市として市街化が進んでいる。また、下流部を含めて日本有数の農業、畜産地域である。

肝属川は昭和48年12月に環境基準の類型指定を受け、鹿屋市の河原田橋上流域はC類型（BOD：5mg/l）となっている。

昭和40年代からの高度成長期に合わせて農業、畜産業等の地域産業も拡大され、水質は悪化する一方であったが、その後一般排水基準の適用が見直され、廃水処理等の改善が進み、近年では環境基準を満足するまでに改善されている。

しかしながら、特に肝属川上流の水質（BOD）は悪く、近年でも肝属川水系全体で平成10、11、14年に九州でワースト1位という不名誉な結果を記録しており、河川水の悪臭問題の発生など、河川環境や親水性の面から水質改善が急がれている。

肝属川水系の水利用は、農業用水、工業用水に利用されており、上水道については、地下水が豊富なため、鹿屋市をはじめ流域の大部分が地下水を水道水源として活用している。

しかし、近年、地下水の硝酸性窒素汚染が懸念され始めており、水源としていた井戸の変更や水質処理などの対策を行っている。更に地下水中の高濃度の硝酸性窒素の一部は、時間を経て表流水や湧水となって河川へ流入し河川水の窒素濃度に影響しているものと考えられる。

2. これらの問題に対処するため、これまで関係機関により様々な対策に取り組まれてきたが、更なる水環境改善が急務となっており、河川管理者をはじめ関係者が一体となって、水環境の改善に向けた施設整備、広報、教育、市民活動の支援、制度などの施策を策定し、総合的、効率的かつ緊急的に進めることが重要である。

3. そこで本地域協議会は、水環境の改善を図るための制度である「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」の対象河川として肝属川水系が選定されたことを受け、鹿屋市域を対象にして、水質・水量の面で水環境改善の総合的な推進に寄与するために、国・県・市の各行政機関や流域住民等が一体となって実施すべき水環境改善緊急行動計画を策定するものである。

肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会 規約

第1条 目的

肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会（以下「協議会」という）は、肝属川上流域の鹿屋市域を対象に水質・水量の面で水環境改善の総合的な推進に寄与することを目的とし水環境改善緊急行動計画（以下「行動計画」という）を策定するものである。

第2条 協議会

協議会は、別表－１に掲げる学識経験者、関係団体及び関係行政機関の代表を委員として構成する。

- 2 協議会に会長をおくこととし、会長は委員から選出するものとする。
- 3 会長は、協議会の会務を総括し、協議会の進行と運営にあたる。
- 4 協議会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 5 協議会の運営を円滑に行うため、下部組織として作業部会を置く。
- 6 会長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求めることができる。

第3条 協議事項

協議会は第1条の目的を達成させるため、次の事項を協議するものとする。

- 一 水質改善のための水質目標
- 二 水質改善対策手法
- 三 水質汚濁負荷発生源毎の負荷削減目標
- 四 各機関の役割分担
- 五 その他行動計画に関する事等必要事項

第4条 作業部会

作業部会は、別表－２に掲げる関係行政機関で構成する。

- 2 作業部会は、協議会の運営を円滑に行うため、第3条の協議事項に関する事前調整等を行う。
- 3 作業部会は、必要に応じて開催する。

第5条 事務局

協議会の事務局は、国土交通省大隅河川国道事務所及び鹿屋市とし、事務処理は国土交通省大隅河川国道事務所が行う。

第6条 規約の改正

本規約の改正は、協議会の決議を経なければならない。

第7条 その他

本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則 本規約は、平成16年2月10日より施行する。

平成23年9月30日より施行する。

平成29年2月27日より施行する。

肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会 委員名簿

別表－1

所属関係機関	役 職	氏 名
九州大学高等研究院 (水質)	特別顧問・ 名誉教授	楠田 哲也
鹿児島大学理学部 (水質、地球環境)	名誉教授	坂元 隼雄
鹿児島工業高等専門学校 (河川工学)	名誉教授	疋田 誠
鹿児島工業高等専門学校 (都市計画)	名誉教授	平田 登基男
鹿児島大学水産学部 (魚類)	名誉教授	四宮 明彦
鹿屋市町内会連絡協議会 (地元関係)	会 長	上籠 司
鹿屋市衛生自治団体連合会 (地元関係)	会 長	泊 義秋
鹿屋市中央生活学校 (地元関係)	委員長	米永 淳子
鹿児島きもつき農業協同組合 (農業関係)	組合長	下小野田 寛
鹿屋商工会議所 (事業関係)	会 頭	坪水 徳郎
鹿屋青年会議所 (事業関係)	理事長	有村 良一
鹿屋市校長協会 (教育関係)	会 長	黒松 正信
鹿児島県土木部河川課 (河川関係)	課 長	川原 知明
鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室 (下水道関係)	室 長	田中 寛
鹿児島県農政部畜産課 (畜産糞尿処理関係)	課 長	佐々木 幸良
鹿児島県農政部農産園芸課 (澱粉関係)	課 長	大谷 俊夫
鹿児島県農政部食の安全推進課 (生産環境係)	課 長	内和田 浩巳
鹿児島県環境林務部環境保全課 (水質汚濁規制関係)	課 長	藪平 一郎
鹿屋市 (総合行政)	市 長	中西 茂
国土交通省大隅河川国道事務所 (河川管理者)	所 長	加藤 仁志

肝属川清流ルネッサンスⅡ地域協議会 作業部会名簿

別表－2

所属関係機関	委員名（役職）
国土交通省大隅河川国道事務所	副所長
国土交通省大隅河川国道事務所河川管理課	課 長
鹿児島県土木部河川課	技術補佐
鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室	技術補佐
鹿児島県農政部畜産課	技術補佐
鹿児島県農政部農産園芸課	—技術補佐
鹿児島県農政部食の安全推進課	技術補佐
鹿児島県環境林務部環境保全課	技術補佐
鹿児島県大隅地域振興局建設部河川港湾課	課 長
鹿児島県大隅地域振興局農林水産部農政普及課	課 長
鹿児島県大隅地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課	課 長
鹿屋市建設部道路建設課	課 長
鹿屋市上下水道部下水道課	課 長
鹿屋市農林商工部畜産課	課 長
鹿屋市市民生活部生活環境課	課 長
国土交通省大隅河川国道事務所調査第一課	課 長